

パブリック・コメント手続（意見募集結果）

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例
の制定について

令和4年（2022年）10月28日（金）

お問合せ先：総務部総務課 市政情報コーナー

電話 046-822-8186（直通）

横 須 賀 市



意見等の募集結果

- 1 意見等の募集及び資料の提供期間
令和4年（2022年）9月1日（木）から9月20日（火）まで
- 2 意見等募集の結果
提出者数 1人 意見件数 1件
- 3 提出された意見の概要及び市の考え方

意見の概要	件数	市の考え方
<p>個人情報の定義について、個人情報の保護に関する法律では、「生存する個人に関する情報」と定義されており、条例でも法律と同じ定義となるようですが、亡くなったからといって、すぐ保護の対象から外すのは乱暴ではないかと思えます。亡くなった方も条例の対象として、適正な管理をすべきではないでしょうか。</p> <p>市役所では、亡くなった方の個人情報を多く取り扱うかと思ます。慎重な取り扱いをしてもらいたいです。</p>	1件	<p>改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）の施行後は、地方公共団体の条例は、改正法の定義に基づくこととなるため、この点について本市の制定条例も同様の趣旨となり、亡くなられた方の情報は個人情報の対象とはならないこととなります。</p> <p>改正法では、亡くなられた方の情報がその生存する遺族本人の個人情報でもある場合には、生存する個人に関する情報に当たるとされています。また、保有個人情報の開示請求がなされた際に、当該開示対象文書中の第三者の「個人に関する情報」は開示しないこととなっています。この場合の「個人に関する情報」の定義には、亡くなられた方の情報が含まれますので、この場合に亡くなられた方の情報が併せて開示されることはありません。</p> <p>なお、横須賀市情報公開条例に規定する非公開情報であるところの「個人に関する情報」には、亡</p>

	<p>くなられた方の情報が含まれます。今回この規定を改正することはありませんので、公文書公開制度において亡くなられた方の情報が公開されるということもありません。</p> <p>亡くなられた方の情報は、改正法及び制定条例において、個人情報の定義の対象とはなりません。個人に関する情報の保護の趣旨にのっとり、引き続き適正な管理等を行ってまいります。</p>
--	--

【参考】 条例案（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。